

TPP 協定 第 25 章 規制の整合性

2015 年 12 月 17 日

石塚記

「第 25 章規制の整合性」を読んでいきますと、1994 年 11 月の年次改革要望書（以後 2008 年まで継続）の日米包括経済協議を思い起こします。TPP 委員会の下に「規制の整合性小委員会」を設置し、開催された委員会に置いて、他国が自国の規制に関する意見を述べる事が可能となります。また、投資家などの利害関係者が締約国への意見具申を行える仕組みを作ることが規定されています。

日米二国間交換文書においても投資家の意見が取り入れられることが書かれています。

日米並行交渉に係る書簡

（3）投資（29 頁）

③規制改革について、日本国政府が外国投資家等から意見及び提言を求め、関係省庁等からの回答とともに規制改革会議に付託し、同会議の提言に従って必要な措置をとる。

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/13/151105_tpp_koukan.pdf

英文（7 頁）

<https://ustr.gov/sites/default/files/TPP-Final-Text-US-JP-Letter-Exchange-on-Non-Tariff-Measures.pdf>

この第 25 章は、国家主権にとって最も危険性の高い内容と思われれます。取り急ぎ紹介しますので、一部整理されていない表現があります。今後、日米包括経済協議（年次改革要望書）と比較しながら、TPP の第 25 条の理解を進めていく予定です。

第 25 章 規制の整合性

第 25.1 条 定義

本章について

「対象となる規制措置」は、第 25.3 条（対象規制措置の範囲）に応じて本章に従って締約国によって決定される、そして

「規制措置」は、遵守を命じられた規制当局により受け入れられる本協定で対象とされたあらゆる事柄に関する一般的適用の措置である。

第 25.2 条 一般規定

1. 本章について、規制の整合性は、国内政策目標の達成を容易にするために、さらにこれらの目標のための規制協力と、国際貿易、投資、経済成長と雇用を促進するための政府を横断する努力において、計画、策定、公布、施行そして規制措置の見直しの手順における規制に関する良い慣行の利用に適用される。
2. 締約国は、以下の重要性を支持する
 - (a) 締約国間の商品とサービスの貿易の増大及び投資の増大を容易にする観点から規制の整合性を通して本協定の便益を維持拡大すること
 - (b) 各締約国が、締約国が適切と考えるレベルで、これらの優先事項を処理するための規制措置を確立し実施する規制優先事項を確認するための主権
 - (c) 規制が公共政策目標の達成を演じる役割
 - (d) 規制措置の促進における利害関係のある個人からの入力を検討すること
 - (e) 締約国間の規制協力と能力開発の促進

第 25.3 条 対象規制措置の範囲

各締約国は、迅速にそして締約国に本協定が発効する日より 1 年以内に、対象とする規制措置の範囲を決定し公的に利用出来るようにしなければならない。対象とする規制措置の範囲を決める時に、各締約国は、重要な対象範囲を完成する努力を行わなければならない。

第 25.4 条 調整及び見直しの手続き又は仕組み

1. 各締約国は、規制措置の促進過程と関連した省庁間の協議並びに調整を増加させる国内の仕組みを通して規制の整合性が促進されることを認識する。
2. パラグラフ 1 に記載の手順または仕組みがそれぞれの状況に依存する締約国間の相違がある時（促進と政治的組織的構造のレベルにおける相違を含む）、締約国は、通常包括的な特色として以下の能力を持たなければならないと、締約国は認識する：
 - (a) 良い規制慣行を守る当該措置の促進の範囲を決定する規制措置の提案の見直し、それは第 25.5 条（規制に関する中核的な良い慣行の実施）で述べられる規制慣行に含まれるが制限されなく、見直しに基づき勧告を行うようにする；
 - (b) 潜在的共通部分と重複を確認するように、そして、当局を横断して矛盾する要求が作られないように、国内当局の間で協議と調整を強化すること；
 - (c) 全体的な規制改善の推奨を行うこと；そして、
 - (d) 見直しされた規制措置、全体的な規制改善へのあらゆる提案、パラグラフ 1 に関する手順と仕組みへの変更に関するあらゆる更新の公式報告。各締約国は、通常、そ

これらの手順または仕組みの説明を含み、公共に利用可能にされることができる文書を作らなければならない。

第 25.5 条： 規制に関する中核的な良い慣行の実施

1. 締約国の目的を最高に達成するための措置案を支援するために、各締約国は、その法規に従い一般的に規制当局を奨励すること。適切に締約国により設立されたところの、経済的影響または規制の影響の基準を超える対象とする規制措置案策定の場合においては規制影響評価を行うこと。規制影響評価は、可能な影響を決定するための手続きの範囲を包含することができる。
2. 制度的、社会的、文化的、法律的、促進状況の締約国における違いが、特定の規制手続き、締約国により行われた規制影響評価の結果であると認めている。とりわけ：
 - (a) 問題の性質と重要性の説明を含む、規制提案に対する必要性を評価し、；
 - (b) 実行可能で法規に基づいた範囲について、一部の費用と便益は数値化と金銭化が困難であることを認識しつつ、分配への影響だけでなく含まれるリスクとして、その費用と便益を含む、実行できる選択肢を調査し；
 - (c) 選ばれた選択肢が効果的な方法で政策目標を達成されることをまとめ、適切ならば、費用と便益とリスクを管理する可能性に関連して、根拠を説明し；そして
 - (d) 科学的、技術的、経済的、他の情報（当局の境界の中で、特定の規制当局の委任と手段）を含む最良の合理的で入手可能な存在する情報を信頼すること
3. 規制影響評価を実行するとき、締約国は SME について提案された規則の潜在的影響を検討すること。

（筆者注記）第一章冒頭規定・一般的定義の定義

SME means a small and medium-sized enterprise, including a micro-sized enterprise
;中小企業

4. 各締約国は、新しく対象とした規制措置が平易に書かれ明確で簡潔で、よくまとめられ理解するのに容易であることを確実にしなければならない。ある措置は技術的問題を説明し、関連する専門知識が彼らに理解され適用される必要があると認められること。
5. その法規を前提として、各締約国は関連する規制当局が新しく対象となる規制措置に関する情報への公共アクセスを提供し、実施可能なところで、この情報をオンラインで利用出来るようにすることを確実にしなければならない。
6. 各締約国は、適切と思われる間隔で、実施されている特定の規制措置が修正されるべ

きか、合理化されるべきか、拡大されるべきか、廃止されるべきか、その締約国の規制当局が当該締約国の政策目的の達成に効果的にするべく、その対象となる規制措置を見直さなければならない。

7. 各締約国は、適切と思われる方法で、法規に基づく方法で、当該規制当局が次の 12 ヶ月以内に発行すると合理的と思われるあらゆる対象となる規制措置の年次公開報告を提供しなければならない。
8. 適切でその法律と基づく範囲で、対象となる規制措置が計画されるとき、国際的、地域的あるいは他のフォーラムにおける関連の促進だけではなく、各締約国は、関連する規制当局が他の締約国における規制措置を検討することを奨励しなければならない。

第 25.6 条： 規制の整合性に関する小委員会

1. 締約国は、締約国の政府代表から成る「規制の整合性委員会」（委員会）をここに設立する。
2. 委員会は、この章の実施と活動に関連した問題を検討しなければならない。委員会は潜在的分野の計画と協力活動を含み、この章で対象となる問題と本協定の他の章による対象となる規制の整合性に関連した問題を含み、将来の優先度を確認することも検討しなければならない。
3. 将来の優先度を確認する際に、委員会は本協定中で設立される他の委員会、ワーキンググループと他のいかなる補助的な機関の活動をも検討して、活動の重複を避けるためにそれらと調整しなければならない。
4. 委員会は、規制協力に関する仕事が他の関連したフォーラムに進行中の計画に加えて価値を提供して、そのような努力の弱体化又は重複の回避を確実にすること。
5. 各締約国は、第 27.5 条（連絡部局）による本章の実施に関して、他の締約国の要求により、情報を提供するために、連絡部局を任命し通知しなければならない。
6. 委員会は本協定の発効後 1 年以内に会合を持たなければならない。その後は必要に応じて。
7. 本協定の発効後 5 年ごとの少なくとも 1 回、委員会は、良い規制慣行の領域と、第 25.4.1 条（調整と見直し手続き又は仕組み）に記載の維持手続きと仕組みの最良の慣行における促進を検討しなければならない。本協定の便益を将来高めるためにも、本

協定の規定を促進させるための委員会への勧告を行うかどうかの検討に対する見解に本章を実行に移す締約国の経験も同様に。

第 25.7 条： 協力

1. 締約国は、この章の実施を容易にして、それから生じる便益を最大にするために適切に協力しなければならない。協力活動は各締約国のニーズを検討して、以下を含む：
 - (a) 他の締約国との情報交換、対話または会議；
 - (b) 他の締約国の SME を含む利害関係のある人との情報交換、対話または会談；
 - (c) 訓練計画、セミナーと他の関連した援助；
 - (d) 規制当局の間と協力と他の関連した活動の強化；そして、
 - (e) 締約国が同意する他の活動。

2. 締約国は、規制に関する締約国間の協力が継続して強化できること、とりわけ、各締約国の規制措置が主に利用可能になるよう確実とすることを認めている。

第 25.8 条： 利害関係者の関与

委員会は、締約国の利害関係のある人が規制と整合性を強化することに関連する問題に関して入力を提供する継続的な機会を提供するために、適切な仕組みを設立する。

第 25.9 条： 実施の通報

1. 透明度のために、そして、この章のもとで、協力と能力開発の活動の基礎として務めること、各締約国は、当該締約国の本協定発効から 2 年以内にその後 4 年置きに少なくとも 1 回、第 27.5 条（連絡部局）に従って任命された連絡部局を通して、実施報告書を委員会に提出しなければならない。

2. その最初の通知において、各締約国は、当該締約国の本協定の発効の日付からとられた措置の経緯と、本章を実施する計画の経緯を説明しなければならない：
 - (a) 第 25.4 条（調整及び見直しの手続き又は仕組み）に従って提案された対象となる規制措置の効果的省庁間調整と見直しを容易にするために、手続きまたは仕組みを確立すること；
 - (b) 関連した規制当局が第 25.5.1 条（規制に関する中核的な良い慣行の実施）と第 25.5.2 条に従って規制影響評価を運営するのを奨励すること；
 - (c) 対象となる規制措置が第 25.5.4 条（規制に関する中核的な良い慣行の実施）と第 25.5.5 条に従って記述されて、利用可能となることを確認すること；
 - (d) 第 25.6 条（規制に関する中核的な良い慣行の実施）に従って、その対象となる規制措置を見直すこと；そして、

(e) 第 25.7 条（規制に関する中核的な良い慣行の実施）に従って、予想される対象となる規制措置の年次報告書で、情報を公開すること。

3. 以降の通知において、各締約国は、前の通知以来とられた経緯と、本章の実施とその支持の改善にとられた計画の経緯のパラグラフ 2 で述べられた各経緯を解説しなければならない。
4. 本章の実施と活動に関連した問題のその検討において、委員会は、パラグラフ 1 に従って締約国によってなされる通知を見直すことができる。その見直しの間、締約国は、質問し、又は当該締約国の通知の特定の様相について議論をすることができる。委員会は、第 25.7 条（協力）に従って援助を提供する、援助と協力活動のための機会を確認するための基礎として、その通知の見直しと議論を使うことができる。

第 25.10 条： 他の章に対する関係

本協定の本章と他章とのいかなる矛盾の場合でも、他章は矛盾の範囲まで優先する。

第 25.11 条： 紛争解決の不適用

本章のもとで起るいかなる問題に対しても、締約国は第 28 章（紛争解決）の紛争解決に頼らない。

USTR TPP Full Text

<https://ustr.gov/sites/default/files/TPP-Final-Text-Regulatory-Coherence.pdf>

TPP 政府対策本部

全章概要

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/13/151105_tpp_zensyougaiyou.pdf

TPP の概要

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2015/10/151005_tpp_gaiyou_koushin.pdf

年次改革要望書（1996 年 11 月 15 日）

「日本における規制緩和、行政改革及び競争政策に関する日本政府に対する米国政府の要望書」

（1 頁）

米国政府は、日米包括経済協議に関する共同声明に盛り込まれた「規制緩和・競争政策作業グループ」との関連で、日本の規制緩和、行政改革、および競争政策についての具体的な要望書を、日本政府に提出できることを喜ばしく思う。

本要望書は、日本政府が現在、1995 年 3 月 31 日に発表した規制緩和推進 5 年計画（推進計画）の、2 度目で最後の年次見直し作業中であること、また内外の関係者の意見にも配慮していることを承知して、作成されたものである。米国政府は、日本政府が 1995 年 4 月 13 日に、推進計画の 3 年以内実施方針を発表したことも承知している。

本要望書は、1994 年 11 月 15 日に日本政府に提出した最初の要望リスト、1995 年 4 月 21 日に提出した日本の規制緩和推進計画に対するコメント、そして 1995 年 11 月 21 日に提出した改定版の要望リストをもとに、米国政府の提言の広範なリストとして作成されたものである。規制緩和、行政改革、競争政策に関する、1994 年および 1995 年の米国政府の要望内容の多くは、引き続き効力を持つ。本要望書は、日本の規制緩和、行政改革、競争政策に関し、米国政府の懸念や関心事項を網羅したものではない。経済・行政システムの規制緩和と自由化は継続的なプロセスであるため、米国は今後の折に触れ追加的な提言や要望を日本政府に提出することがあり得る。

米国政府は、包括経済協議に基づく規制緩和・競争政策グループ、およびその他の協議の場を通じて、規制緩和、行政改革、競争政策、推進計画の見直しについて、日本政府と建設的な対話を行うことを期待している。

（6 頁）

I. 基本原則

米国政府は、1994 年 11 月 15 日および 1995 年 11 月 21 日の日本政府への要望書で述べた基本原則を再確認するものである。是異国政府は、引き続き、日本における効果的な規制緩和が、競争を促進し、外国製品・サービス・投資の市場アクセスを拡大し、市場における効率向上、低価格、製品・サービスの選択の幅と入手可能性の増大を通じて日本の消費者・生産者・サービス提供者により大きな利益をもたらすことになると信じる。

推進計画には、以下の基本原則の一部の側面は盛り込まれているものの、米国政府は、日本政府がこれらの原則を完全に採用することによって、より一層本腰を入れて規制緩和に取り組むよう強く促すものである。

A. 広範かつ継続的な見直し

日本における規制は、公式・非公式を問わず、また社会的か経済的かを問わず、すべて見直されるべきである。こうした見直しは、日本経済を競争に開放する日本政府の努力の日常的かつ重要な作業の一環として、継続的に実施されるべきである。

B. 原則自由、例外規制

規制の見直しにおいては、規制が、正当な目的を達成するのに必要とされる以上に広範ないし過重負担となっていないか考慮すべきである。存続する規制は、健康、安全、環境の保護、国家安全保障、あるいはごまかし(deception)からの消費者保護といった、すでに認めら

れた公共政策の利害と直接かつ密接に関係しているべきである。こうした現提基準を満たさない規制は、改正あるいは廃止されるべきである。

C. 透明性と責任説明の強化

規制は、透明性と無差別の原則に基づくべきであり、また規制を実施する官吏は、自らの行動を明確に説明する責任を持つべきである。公式・非公式を問わず、全ての規制は書面に明記され、一般に入手可能な形で交付されるべきである。規制の担当官庁と担当者は常に明らかにされるべきである。新規規制及び既存の規制の変更に際しでは、事前に開示し、一般からの意見提出に十分な機会が提供されるべきである。

D. 政府権限の委譲の禁止

実際のあるいは事実上の規制権限を、政府系機関および非政府系機関（非営利組織、特殊法人及び事業者団体を含む）に委譲することは、国会が承認した正式かつ透明な権限の委譲に基づかない場合には、厳しく禁止されるべきである。

E. 負担とならない地方自治体の規制

地方自治体は、妥当な場合には、不必要で負担の重い規制を見直し、また排除するために、規制緩和推進系アックと同種の措置を講じるよう奨励されるべきである。また、国レベルでの規制緩和の努力を、全体にせよ部分的にせよ、無力化したり阻害するような地方自治体による新たな規制の制定を禁止する指針を採用すべきである。

F. サンセット条項（時限規制）の導入

特定の規制の一定の有効期限を明記するサンセット条項は、適当な場合には、将来新たに発布される規制に含めるべきである。サンセット条項はまた、現行の規制の見直しの際に組み込まれるべきである。

G. 市場メカニズムの奨励

資源の最良かつ最適配分及び個々の企業の成否の決定は、積極的かつ効果的な独占禁止施行政策で補完された市場メカニズムによって導かれるべきである。競争を不当に制限する民間の慣行が、公式の規制を代替、補完することは許されるべきではない。

II. 規制緩和手続き

米国政府は、規制緩和が状況の変化に対応できるものであるためには、規制緩和のプロセスは柔軟なものでなければならないと信ずる。そのために、米国政府は、1994 年 11 月 15 日および 1995 年 11 月 21 日に提出した日本政府への要望書の中で、日本政府に対し、推進部門が民間部門の参加のメカニズム、一般からの違憲の定期的な聴取、意見を提出する民間企業や個人を嫌がらせや報復から守る指示、および規制緩和年次報告に関する規定を含めることを提言した。米国政府は本年も、この提言を改めて強調するものである。

米国政府は、規制緩和に対する日本政府のコミットメントを承知している。米国政府は、規制緩和、競争政策、および行政改革を支持する橋本首相の力強い発言に力づけられている。米国政府は、首相の改革ビジョンを実現するためには、現行の推進計画が終了する 1997 年以降も、提言の策定と実行に引き続きハイレベルの関心が払われていくことを保証するための恒久的な行政機構を確立することが枢要であると信じる。そのために、米国政府は、行政改革委員会（ARC）を総理府の常設組織に格上げすることを指示する。強化された ARC は、内閣の承認の下、規制緩和、競争政策、行政改革に関する省庁の対策実施を勧告・強制する権限を与えられるべきである。

加えて、意欲的な改革計画は、具体的な措置や改善策の確定的な実施期限を盛り込んだ実質的な変革をより重視したものでなければならず、一般的な意思表示、あいまいな実施期限、またこれまで講じられた「措置」の累計の単純な数値分析、といったことに重点をおくべきではない。進捗状況の測定は、開放された競争的な市場にとっての障害をどこまで洗い出したか、また個々の改革措置がどの程度実施されたか、を厳しく分析し、目指すべき目標達成にそれらの措置がどの程度効果を上げているかを評価することによってのみ行われるべきである。

Ⅲ. 具体的な規制緩和の提案

（以下省略）

米国大使館資料

<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/pdfs/wwf-deregulation-j-1996.pdf>